

5. 市町村廃置分合改称等の沿革

- 注 : 1. 昭和 25 年 1 月以降について示す。
 2. 人口の関係のない境界変更は省略した。
 3. 施行年月日に()のあるものは、現在の市町村が過去 2 回以上にわたって段階的に合併が行われたことを表わす。

市町村名	施行年月日	沿革
岐阜市	昭和 25. 8. 20 昭和 25. 12. 10 昭和 30. 2. 11 (昭和 31. 4. 1) 昭和 33. 4. 1 昭和 34. 4. 1 昭和 36. 4. 1 昭和 38. 4. 1 昭和 44. 2. 1 昭和 49. 4. 1	黒野村、方県村、茜部村、鶴村、市橋村、七郷村、西郷村を編入 岩村を編入 鏡島村、厚見村を編入 巣美村大字加野岩井を編入(芥見村に) 日置江村、芥見村を編入 合渡村を編入 三輪村を編入 { 31. 4. 1 春近村、山県村、巣美村(太郎村、石原、福富)が合体 } 網代村を編入 本巣町大字外山(字鹿穴、松ボキ、真渡、西高ボタ、礼見、明田、割田、塚田、若杉、野田、伊洞、本谷、東洞、猪洞前)との境界変更 笠松町宇桜町、羽衣町の一部との境界変更
大垣市	昭和 26. 4. 1 昭和 27. 6. 1 昭和 29. 10. 1 昭和 34. 4. 1 昭和 42. 9. 1	和合村を編入 三城村を編入 荒崎村 { 大字綾戸(垂井町を参照)を除く } を編入 赤坂町(池尻)の一部との境界変更 赤坂町を編入
高山市	昭和 30. 4. 1	大八賀村を編入
多治見市	昭和 26. 3. 5 昭和 26. 4. 1 昭和 27. 4. 1 昭和 35. 4. 1	市之倉村を編入 笠原町を編入 一部の区域(笠原町の区域、滝呑地区を除く)が笠原村を分立した 姫治村大字 { 大蔵、大針、北小寺、下切(字国京、白山) } を編入
関市	昭和 25. 8. 10 昭和 25. 10. 15 昭和 26. 3. 20 昭和 29. 9. 10 昭和 30. 1. 10 昭和 30. 7. 10 昭和 31. 9. 29	千疋村を編入 田原村を編入、市制を施行 下有知村を編入 富野村を編入 小金田村を編入 美濃市東志摩との境界変更 南武芸村字広見の一部を編入
中津川市	昭和 26. 4. 1 昭和 27. 4. 1 昭和 29. 7. 10 昭和 31. 9. 30 昭和 32. 11. 1 昭和 33. 10. 15 昭和 43. 4. 1	中津町、苗木町が合体、中津川町を設置 市制を施行 坂本村を編入 落合村を編入 阿木村を編入 長野県西筑摩郡神坂村の一部を編入 福岡町の一部との境界変更
美濃市	昭和 29. 4. 1 昭和 30. 7. 10	美濃町、洲原村、下牧村、上牧村、中有知村、藍見村、大矢田村が合体、美濃市を設置 関市大字小野(字カシガ洞、西曾船、花之木、奥之田、神明洞、長洞、東曾船、長洞前、荒神洞、田之洞、西之洞の一部)との境界変更
瑞浪市	(昭和 26. 4. 1) 昭和 29. 4. 1	瑞浪町、土岐町が合体、瑞浪土岐町を設置 瑞浪土岐町、稻津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村(大字山之内、月吉、戸狩)、陶町が合体、瑞浪市を設置
羽島市	昭和 29. 4. 1	竹ヶ鼻町、足近村、小熊村、正木村、福寿村、江吉良村、堀津村、上中島村、下中島村、桑原村が合体、羽島市を設置
恵那市	(昭和 25. 6. 1) 昭和 29. 4. 1	湖南村大字潮見字入野を編入(飯地村に) 大井町、長島町、東野村、三郷村、武並村、笠置村、中野方村、飯地村が合体、恵那市を設置
美濃加茂市	昭和 29. 4. 1	太田町(25. 8. 10 坂祝村大字深田を編入)、古井町、山之上村、蜂屋村、加茂野村、伊深村、下米田村、三和村(大字甘屋、川浦)、和知村大字牧野が合体、美濃加茂市を設置
土岐市	(昭和 29. 4. 1) 昭和 30. 2. 1	明世村大字河合を編入(泉町に) 土岐津町、妻木町、下石町、鶴里町、曾木村、駄知町、肥田村、泉町が合体、土岐市を設置

5. 市町村廢置分合改称等の沿革 (つづき)

市町村名	施行年月日	沿革
各務原市	昭和 38. 4. 1	那加町、稻羽町（30. 2. 11更木村、前宮村、中屋村が合体）、鵜沼町（30. 4. 1鵜沼町、各務村が合体）、蘇原町が合体、各務原市を設置
川島町	昭和 31. 10. 1	町制を施行
岐南町	昭和 30. 4. 1 昭和 31. 10. 1	八剣村、上羽栗村が合体、岐南村を設置 町制を施行
笠松町	昭和 25. 8. 1 昭和 30. 4. 1 昭和 48. 4. 1 昭和 49. 4. 1	松枝村を編入（笠松町に） 笠松町、下羽栗村が合体、笠松町を設置 柳津町字大深沼、河原、竹ノ裾、北沼、十三塚、井ノ戸、石川の一部を編入 岐阜市との境界変更
柳津町	昭和 31. 9. 26 昭和 48. 4. 1	佐波村を編入、柳津町を設置 笠松町大字門間の一部、北沼の一部、湯の戸の一部、新田の一部、大字田代字四反田の一部を編入
海津町	昭和 30. 1. 15 昭和 30. 2. 1 昭和 41. 12. 2	高須町、吉里村、東江村、大江村、西江村が合体、海津町を設置 今尾町字平原を編入 平田町大字脇野との境界変更
平田町	昭和 30. 2. 1	海西村、今尾町〔字平原（海津町を参照）を除く〕が合体、平田町を設置
南濃町	(昭和 29. 11. 3) 昭和 29. 11. 5	池辺村のうち大字駒野新田、釜段字徳島を編入（城山町に） 城山町、石津村、下多度村が合体、南濃町を設置
養老町	昭和 29. 11. 3 昭和 30. 4. 1	高田町、養老村、広幡村、上多度村、笠郷村、小畠村、多芸村、日吉村、池辺村〔大字駒野新田、釜段字徳島（南濃町を参照）を除く〕、合原村（大字室原）が合体、養老町を設置 南濃町大字若宮、船見、津屋（字段ノ尻、中原、柏ノ木、小名、大墳、浮島、中島、上戸樋、北河原）との境界変更
上石津町	昭和 30. 1. 15 昭和 44. 4. 1	牧田村、一之瀬村、多良村、時村が合体、上石津村を設置 町制を施行
垂井町	昭和 29. 9. 10 昭和 29. 12. 1	垂井町、宮代村、表佐村、府中村、岩手村、荒崎村（大字綾戸）が合体、垂井町を設置 合原村（大字栗原）を編入
関ヶ原町	昭和 29. 9. 1	関ヶ原町、今須村、玉村、岩手村（大字伊吹字大高）が合体、関ヶ原町を設置
神戸町	昭和 25. 4. 1 昭和 29. 4. 1 昭和 35. 4. 1	北平野村（大字横井、田、安次、丈六道）を編入 神戸町、下宮村、南平野村（大字西保、中沢、南方、加納、四成字八条和泉） が合体、神戸町を設置 大野町（大字西座倉）との境界変更
輪之内町	昭和 29. 4. 1	福東村、仁木村、大藪町が合体、輪之内町を設置
安八町	昭和 30. 4. 1 昭和 35. 4. 1	名森村、結村、牧村が合体、安八村を設置 町制を施行
墨俣町	昭和 49. 1. 1	穂積町大字宝江字蛇池との境界変更
揖斐川町	昭和 30. 4. 1 昭和 31. 9. 30 昭和 43. 9. 1	揖斐町、大和村、北方村、清水村、小島村が合体、揖斐川町を設置 養基村大字脛永を編入 春日村大字六合字城ヶ谷東及び鹿虎の一部との境界変更
谷汲村	昭和 31. 9. 1 昭和 35. 1. 1	谷汲村、長瀬村が合体、谷汲村を設置 横蔵村を編入
大野町	昭和 29. 4. 1 昭和 31. 4. 1 昭和 35. 1. 1	大野町、豊木村、富秋村、西郡村が合体、大野町を設置 鶯村を編入 川合村を編入

5. 市町村廃置分合改称等の沿革(つづき)

市町村名	施行年月日	沿革
池田町	昭和25.4.1 昭和25.8.1 昭和29.5.1 昭和30.4.1 昭和31.9.30	北平野村大字白鳥を編入(池田村に) 本郷村、池田村が合体、温知村を設置 池田村に改称、同時に池田町を設置 池田町、宮地村、八幡村が合体 養基村(大字田中、粕河原、沓井)を編入
北方町	昭和30.4.1 昭和31.9.30	北方町、生津村(大字柱本、高屋)が合体、北方町を設置 席田村(大字芝原、加茂)を編入
本巣町	昭和25.6.1 昭和31.9.30 昭和35.4.1	文殊村、山添村が合体、本巣村を設置 本巣村、外山村が合体、本巣村を設置 町制を施行
穂積町	昭和29.11.3 昭和32.7.1	穂積町、本田村、牛牧村、生津村(大字馬場、生津)が合体、穂積町を設置 巣南村大字宝江との境界変更
巣南町	昭和29.9.20 昭和39.4.1	船木村、鶯田村、川崎村が合体、巣南村を設置 町制を施行
真正町	昭和30.4.1 昭和39.4.1	真桑村、弾正村が合体、真正村を設置 町制を施行
糸貫町	昭和30.4.1 昭和31.9.30 昭和35.4.1	土貴野村、一色村が合体、糸貫町を設置 席田村大字上保、郡府、北野、春近、石原、三橋、仏生寺を編入 町制を施行
高富町	昭和30.4.1	高富町、富岡村、梅原村、大桑村、桜尾村が合体、高富町を設置
伊自良村	昭和30.4.1	下伊自良村、上伊自良村が合体、伊自良村を設置
美山村	昭和30.4.1 昭和39.4.1	西武芸村、富波村、北武芸村、谷合村、葛原村、北山村、乾村が合体、美山村を設置 町制を施行
武芸川町	昭和31.9.29 昭和40.4.1	東武芸村、南武芸村(大字小知野、八幡、高野、跡部、広見字川向、上野々)が合体、 武芸村を設置 武芸川村と改称、同日町制を施行
武儀町	昭和30.4.1 昭和30.7.10 昭和46.4.1	下之保村、中之保村、富之保村が合体、武儀村を設置 関市神野(字桂畑、上洞口、中戸洞口、井野木ケ洞口、水ヶ洞口、井野上、駿上、風吹 平、四ツ水口、岩戸戸)との境界変更 町制を施行
八幡町	昭和29.12.15 昭和32.4.1 昭和37.4.1	八幡町、川合村、相生村、口明方村、西和良村が合体、八幡町を設置 大和村有坂との境界変更 大和村島字下洞の一部との境界変更
大和村	昭和30.3.28	山田村、弥富村、西川村が合体、大和村を設置
白鳥町	昭和31.4.1 昭和31.10.5 昭和33.10.15 昭和36.4.1	白鳥町、牛道村、北濃村が合体、白鳥町を設置 大和村大字大間見(字七反田、向七反田、日枝洞)との境界変更 福井県大野郡石徹白村の一部を編入 大和村大字大間見字一谷の一部との境界変更
美並村	昭和29.11.1	嵩田村、下川村が合体、美並村を設置
明方村	昭和45.4.20	奥明方村を改称
坂祝町	昭和43.10.1	町制を施行
富加町	昭和29.7.1 昭和49.7.1	富田村、加治田村が合体、富加村を設置 町制を施行

5. 市町村廃置分合改称等の沿革 (つづき)

市町村名	施行年月日	沿革
川辺町	昭和 29. 4. 1 昭和 30. 4. 1 昭和 31. 9. 30	三和村大字鹿塙を編入 川辺町、上米田村が合体、川辺町を設置 下麻生町大字下麻生を編入
七宗町	昭和 30. 2. 11 昭和 31. 9. 30 昭和 46. 4. 1	上麻生村（28.5.1 久田見村大字川並編入）、神淵村が合体、七宗村を設置 下麻生町大字中麻生を編入 町制を施行
八百津町	昭和 30. 1. 31 昭和 30. 2. 1 昭和 30. 3. 25 昭和 31. 9. 30	和知村を編入 八百津町、錦津村が合体、八百津町を設置 美濃加茂市大字牧野（東宮前、東中国、道下）との境界変更 潮南村、福地村、久田見村を編入
白川町	昭和 28. 4. 1 昭和 29. 4. 1 昭和 31. 9. 30	町制を施行 坂ノ東村を編入 白川町、蘇原村、佐見村、黒川村が合体、白川町を設置
御嵩町	昭和 30. 2. 1 昭和 32. 4. 1	御嵩町、上之郷村、中町、伏見町が合体、御嵩町を設置 土岐市泉町定林寺字次月との境界変更
可児町	昭和 30. 2. 1 昭和 30. 4. 1 昭和 35. 4. 1	今渡町、土田村、帷子村、春里村、久々利村、平牧村、広見町が合体、可児町を設置 御嵩町大字中恵土との境界変更 姫治村（大字谷迫間、今、下切（字国京、白山（多治見市を参照）を除く））を編入
笠原町	昭和 27. 4. 1 昭和 27. 8. 1	多治見市笠原町（滝呂地区を除く）が分立し、笠原村を設置 町制を施行
福岡町	昭和 41. 4. 1 昭和 43. 4. 1	町制を施行 中津川市苗木字向並松との境界変更
岩村町	昭和 29. 9. 10	岩村町、本郷村が合体、岩村町を設置
山岡町	昭和 30. 3. 1	遠山村、鶴岡村が合体、明智町を設置
明智町	昭和 29. 7. 1 昭和 30. 4. 1 昭和 30. 10. 5	明智町、静波村が合体、山岡町を設置 三濃村大字横通を編入 吉田村を編入
上矢作町	昭和 31. 9. 30	上村、下原田村が合体、上矢作町を設置
萩原町	昭和 31. 8. 25	萩原町、川西村、山之口村が合体、萩原町を設置
下呂町	昭和 30. 4. 1	下呂町、竹原村、上原村、中原村が合体、下呂町を設置
金山町	昭和 30. 3. 1 昭和 30. 4. 1	金山町、菅田町、下原村、東村が合体、金山町を設置 白川町大字白山（字上川牧、馬瀬尻、中神田、田戸洞、宮ノ前、中田島、筒井、提口、上田島、長塚、水洞口、野島、洞田、黒谷）との境界変更
久々野町	昭和 29. 4. 1	町制を施行
古川町	昭和 31. 4. 1	古川町、小鷹利村、細江村が合体、古川町を設置
国府町	昭和 39. 11. 3	町制を施行
宮川村	昭和 31. 9. 30	坂上村、坂下村が合体、宮川村を設置
神岡町	昭和 25. 6. 10	船津町、阿曾布村、袖川村が合体、神岡町を設置